

公正取引委員会が排除措置命令を行った事業者に対する損害賠償請求について

1 要旨

広島県立学校用パソコンの調達に係る契約に関し、公正取引委員会が令和4年10月6日付けで排除措置命令を行った事業者（6社）（以下「対象事業者」という。）に対し、令和5年7月5日付けで損害賠償請求を行う（令和5年6月5日付けで、対象事業者に対して事前通知を行うとともに、報道発表を行った。）。

2 損害賠償請求の経緯等

- 公正取引委員会の報道発表（令和4年10月6日）により、9件（契約総額は約35億円）の契約案件に係る入札において談合が行われたことが判明した。
- 公正取引委員会から提供を受けた課徴金納付命令書（謄本）及び排除措置命令の対象事業者への事情聴取等により、談合への関与状況を把握した。
- これらのことにより、対象事業者が、本県に対して損害を与えたことが明らかとなったため、損害賠償を請求することとした。

3 損害賠償請求の概要

(1) 請求額

総額 347,562,536 円

(2) 契約案件別請求額

No ※1	用途 ※2	請求額（円）	契約相手方	談合への関与を認めた契約相手方以外の事業者 （排除措置命令書別表「名宛人目録」の記載順）
1	校務	1,138,924	北辰映電(株)	(株)新星工業社、(株)ソルコム、西日本電信電話(株)
2	情報	16,692,905	(株)ハイエレコン	(株)新星工業社、(株)ソルコム、西日本電信電話(株)
3	情報	53,768,992	西日本電信電話(株)	(株)新星工業社、(株)ハイエレコン、(株)ソルコム
4	校務	79,467,945	北辰映電(株)	(株)新星工業社、(株)ハイエレコン、(株)大塚商会、(株)ソルコム、西日本電信電話(株)
5	校務	36,667,421	(株)新星工業社	(株)ハイエレコン、(株)大塚商会、(株)ソルコム、西日本電信電話(株)
6	情報	43,160,330	(株)ハイエレコン	(株)新星工業社、(株)ソルコム
7	情報	33,818,486	(株)ハイエレコン	(株)新星工業社、(株)ソルコム
8	情報	46,928,492	北辰映電(株)	(株)新星工業社、(株)ハイエレコン、(株)ソルコム
9	情報	35,919,041	(株)新星工業社	(株)ハイエレコン、(株)ソルコム
	計	347,562,536		

※1 契約締結日順に記載

※2 校務：教職員が校務で使用／情報：教員及び児童生徒が情報教育等で使用

(3) 請求相手方の考え方

民法第 709 条（不法行為による損害賠償）及び第 719 条（共同不法行為者の責任）並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 25 条（無過失損害賠償責任）の規定によって、契約案件ごとに、談合に関与した全ての事業者に対して損害賠償を請求する。

(4) 請求額の算定方法

契約案件ごとに、次の計算式によって請求額を算定した。

$$\text{請求額} = \text{入札における落札額} - \text{談合が行われなかった場合に考えられる落札額} (\ast)$$

※ 談合が行われた契約案件に係る入札と同時期に、本県が行ったパソコンの賃貸借契約に係る入札における落札率の平均値を基に算定